

下記の部分に誤りがありましたので訂正させていただきます。
あわせて、説明の補足をさせていただきます。ご迷惑をおかけし大変申し訳ございません。

2007 システム監査技術者「専門知識 + 記述式問題」重点対策

No	訂正箇所	誤	正
1	P.85 下から 17 行目	...したがって、256 の組合せのかぎが作	...したがって、2 ⁵⁶ の組合せのかぎが作
2	P.90 国際基準 ISO 17799(情報セキュリティマネジメント規範)の解説の最後に説明を追加	イスとしてのガイドラインを示していることが特徴的である。 なお、この ISO 規格は、日本では JIS X 5080 として規格化されていたが、2006 年 5 月に改めて JIS Q 27002:2006 として 27000 シリーズの一環として規格化され、従来の X 5080 は廃止された(、参照)。国際規格 ISO17799 も、ISO27002 と名前を変えることが予定されている。	
3	P.92 上から 2 行目	ISMC 認証	ISMS 認証
4	P.92 上から 10 行目と 11 行目の間 ISMC 認証の解説の最後に説明を追加	づいて申請事業者の評価認定に当たることになる。 情報セキュリティ監査制度 2003 年 4 月に経済産業省から...	づいて申請事業者の評価認定に当たることになる。 なお、ISMS 認証基準の国際規格として、英国規格の BS7799-2 をベースにした国際規格 ISO・IEC 27001 が制定された(2005 年 10 月)。 日本では平成 2006 年 6 月に、JIS Q 27001:2006 として JIS 規格化され、これが現在の ISMS 適合性評価制度における認証基準となっている。 情報セキュリティ監査制度 2003 年 4 月に経済産業省から...
5	P.92 下から 10 行目と 9 行目の間 情報セキュリティ監査制度の解説の最後に説明を追加	報セキュリティ監査基準」も作成されている。 Exercise 1-8	報セキュリティ監査基準」も作成されている。 2006 年 5 月以降、JIS X 5080 は廃止され JIS Q 27002:2006 として新たに規格化されて運用されている。 Exercise 1-8
6	P.104 上から 18 行目	れ、取締役の行うシステム監査は、...	れ、監査役の行うシステム監査は、...
7	P.123 上から 10 行目	証券取引法監査と商法監査がある。	法定監査と任意監査があり、法定監査としては金融商品取引法監査と会社法監査がある。
8	P.123 表の列タイトル	証券取引法監査 商法監査	金融商品取引法監査 会社法監査
9	P.123 表の「強制、任意の別および法的根拠」と「対象会社」の内容	強制 証券取引法 上場会社、店頭登録会社等	強制 金融商品取引法 上場会社、店頭登録会社等
		強制 商法特例法(監査特例法) 全ての大会社(資本金 5 億円以上または負債総額 200 億円以上の株式会社)	強制 会社法 全ての大会社(資本金 5 億円以上または負債総額 200 億円以上の株式会社)または監査会設置会社
10	P.123 下から 10 行目	証券取引法監査と商法監査における...	金融商品取引法監査と会社法監査における...
11	P.186 下から 5 行目	活用可能機関	活用可能期間
12	P.190, 上段 重要項目	商法 商法特例法	会社法 公認会計士監査
13	P.190, 上段 キーワード	監査役の権限、義務・責任 公認会計士監査、監査役監査	監査役の設置権限、任期 公認会計士監査
14	P.190 ポイント解説 (2) 商法 から P.191 上から 9 行目 (公認会計士監査)まで差替え	(2)会社法の監査役規定 監査役の設置・非設置と人数 監査役の設置は、原則として任意。 (従来の株式会社は定款を変更すれば非設置とできる。従来の有限会社や新設株式会社は定款に規定しなければ非設置となる。) 委員会設置会社は取締役会内の監査委員会と会計監査人による監査が前提なので、監査役は設置できない。 通常取締役会設置会社と会計監査人設置会社は監査役を設置しなければならない。 設置の場合、監査役の人数は 1 名以上でよい。 大会社には監査役会設置義務がある。監査役会設置会社では 3 人以上の監査役が必要で、うち半数以上が社外監査役でなくてはならない。 監査役監査の範囲 監査役は一般に、会計監査を含む業務監査を行う。(主として適法性監査) ただし、一部の非公開会社(監査役会や会計監査人を非設置とする会社)は、監査役権限を会計監査に限定できる。 監査役の権限 取締役会出席権、招集請求権 業務監査権、調査権 子会社調査権 差止請求権 監査役の任期 原則として 4 年。ただし非公開の会社では定款で 10 年まで伸ばすことができる。 (3)公認会計士監査 資本金 5 億円以上(または負債総額 200 億円以上)の株式会社は、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表に関して、公認会計士による監査を必要とする。	
15	P.191 下から 14 行目 P.192 上から 1 行目	(監査役監査)から「ている。」まで削除	上記項番 5 の説明に含まれる。
16	P.192 Exercise 6-12 解説の最後に追加	法は証券取引所に上場している企業に対する公認会計士監査の根拠である。 この問題は会社法施行前のものだが、現在は根拠となる法律が「商法、商法特例法」から「会社法」に変わっている。監査目的や選任手続きは原則的に従来同様である。	